

住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援の強化についての意見書

住まいは国民が健康で文化的な生活を送る上で重要な基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に伴い家賃の支払いが困難となる者が増加するとともに、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者も増加傾向にあることから、住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援は喫緊の課題となっている。

そのため、国は、離職や廃業をした者に対し家賃相当額等を支給する住居確保給付金の支給対象者を拡大するとともに、空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した者に対し、家賃の低廉化や改修等に係る費用を補助することで、住宅確保要配慮者の住まいを確保する住宅セーフティネット制度等を実施している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払いが困難となる者の増加が今後も予想されることから、住居確保給付金を更に拡充することが重要である。

また、住宅セーフティネット制度については、登録住宅数が低水準にとどまり多様なニーズに対応する住まいが確保されていないなど、住宅確保要配慮者の居住の安定に資する制度として十分に機能していないことから、実効性のある制度となるよう充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援の強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 住居確保給付金について、支給期間の延長や支給上限額の引上げなど、制度の拡充を図ること
- 2 住宅セーフティネット制度について、貸主へのインセンティブの強化や、住宅確保要配慮者居住支援法人に対する支援の拡充など、支援内容の充実を図るとともに、普及啓発の強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日

殿

愛知県議会議長

神戸洋美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

参議院議長
厚生労働大臣